



■ 計画の基本目的

2040年を見据えて目指す地域の姿

誰もが、さかしく、自分らしく、安心して暮らせる地域

さかしく  
とは

いつまでも健康的で活動的に過ごすことができる

自分らしく  
とは

本人・家族の意思決定のもと暮らし続けられる

安心して  
暮らせるとは

たとえ医療や介護が必要になっても暮らし続けられる

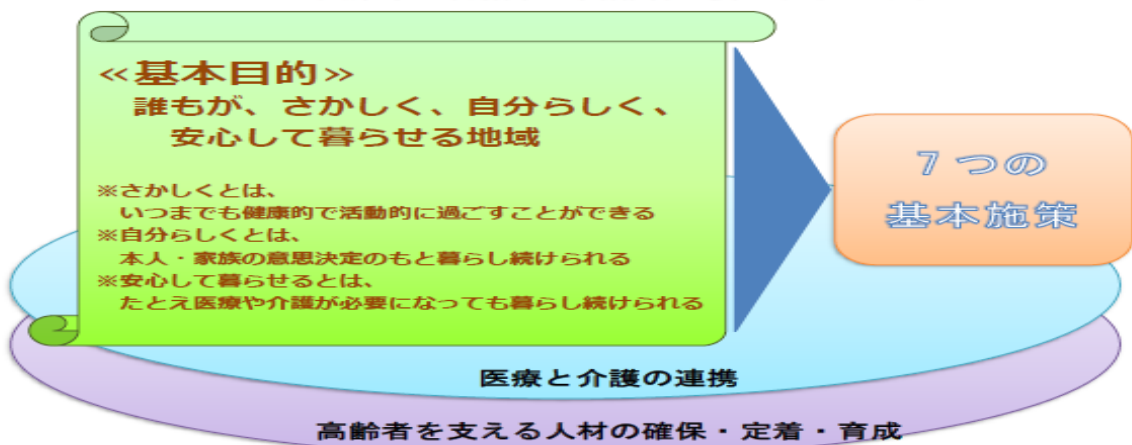
わが国では、総人口が減少に転じていく中、65歳以上の高齢者人口は増加し続けており、令和7（2025）年にいわゆる「団塊の世代」全てが75歳以上となり、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和25（2043）年に3,953万人でピークを迎えると予測されています。特に、75歳以上の高齢者の割合は上昇し、25%を超えると予測され、人口減少と少子高齢化が進展すると見込まれています。

また、労働力の中核となる15歳から64歳までの生産年齢人口が急激に減少する中で、介護を含む各分野における人材不足が更に大きな課題となることを見込まれるとともに、特に近年、物価高騰や全産業における賃金の引上げが進む中で、サービス提供体制の確保の観点から、介護人材の確保と介護事業所の健全な経営環境を確保することが重要な課題となっています。

さらに、認知症の高齢者や単身高齢者の増加など介護サービスの需要が増大・多様化することが見込まれているなか、高齢者が住み慣れた自宅・地域で自立した生活を営めるよう、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進させていくことが必要です。

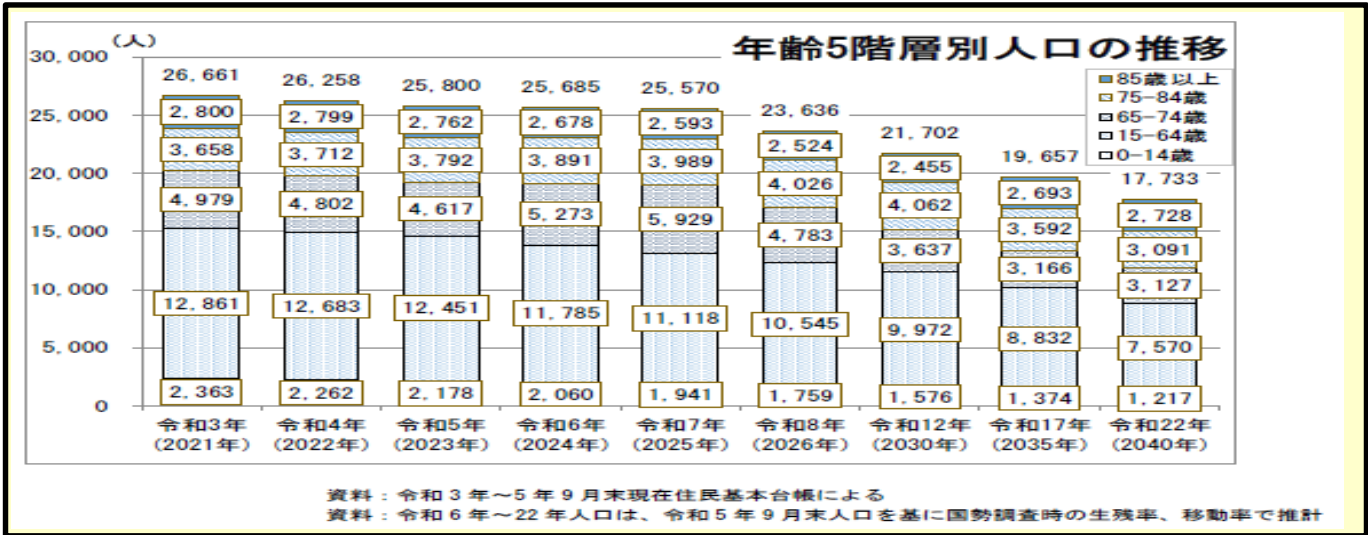
本市においては、「第8期国東市介護保険事業計画」において、「誰もが、さかしく、自分らしく、安心して暮らせる地域」を基本目的に掲げ、医療・介護・福祉をはじめとする多様な事業者や、地域資源、地域でのつながりなどが有機的に連携し、本市の「地域力」が備わっていくことを目指し「国東市版地域包括ケアシステム」の構築を目指してきました。このたび、計画期間が満了したことから、国の第9期計画の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第9期国東市介護保険事業計画」を策定します。

＜国東市が目指す“高齢者の姿とまちづくり”＞

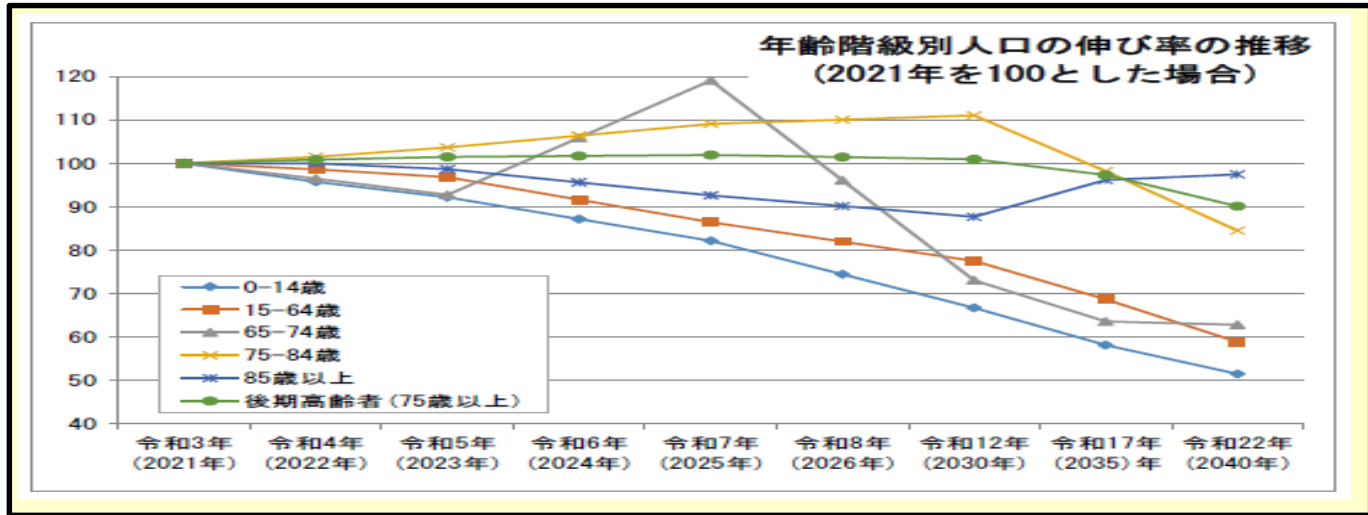


## ■ 高齢者人口等の推移

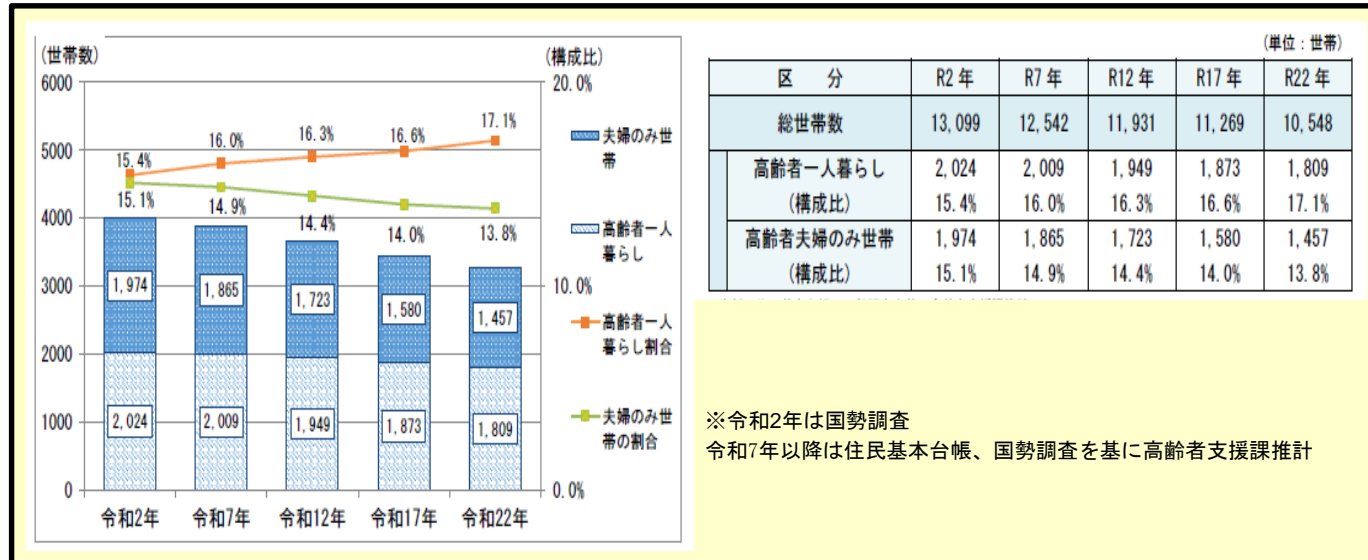
【表-1 年齢5階層別人口の推移】



【表-2 年齢階級別人口の伸び率の推移】

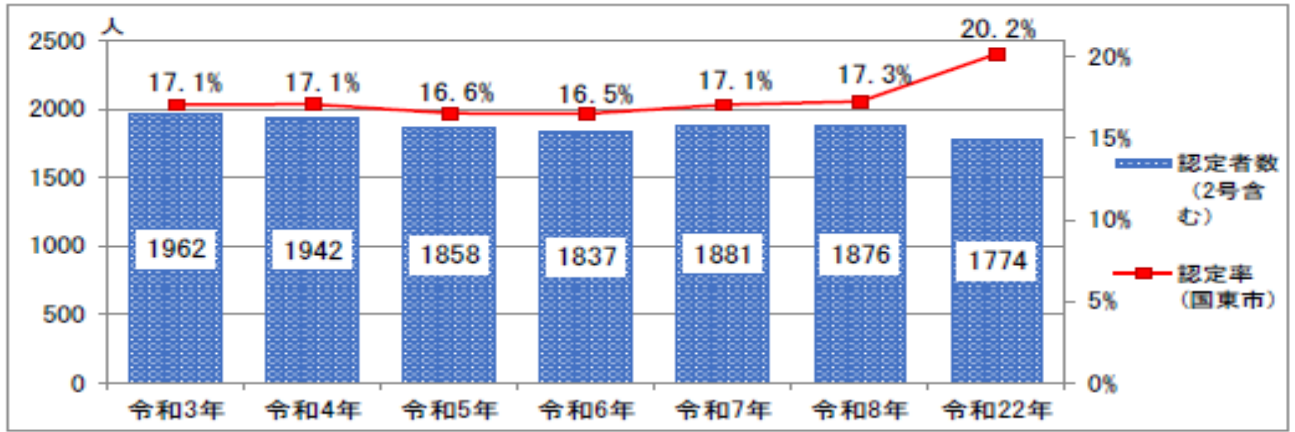


【表-3 高齢者の世帯構成の推移】



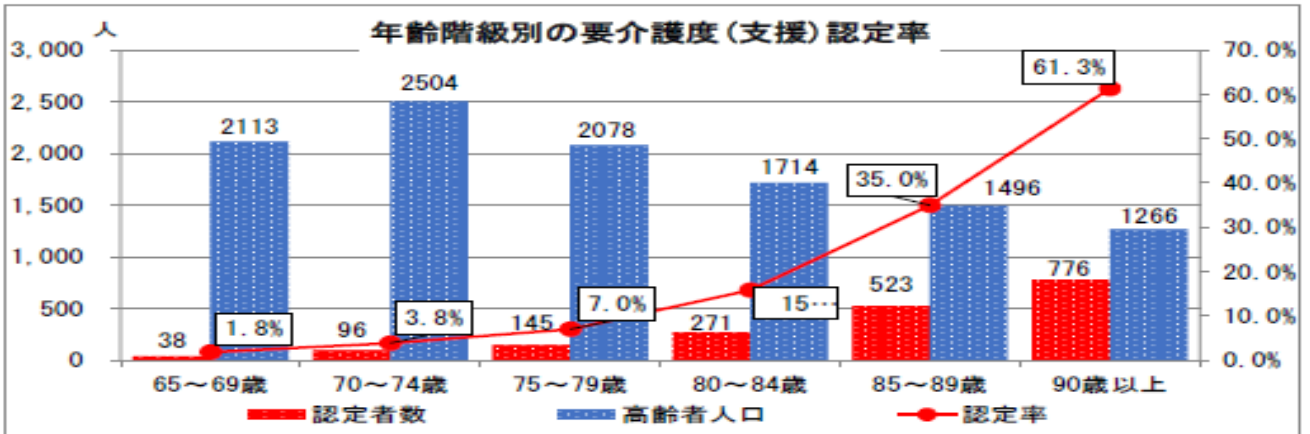
## ■ 要介護(要支援)認定者数(率)の推移

【表-4 要介護(要支援)者数と認定率の推移】



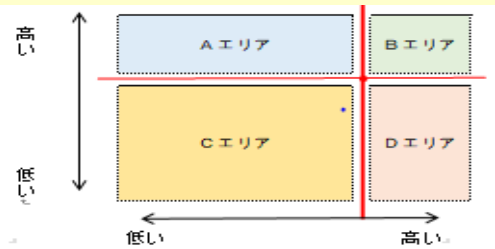
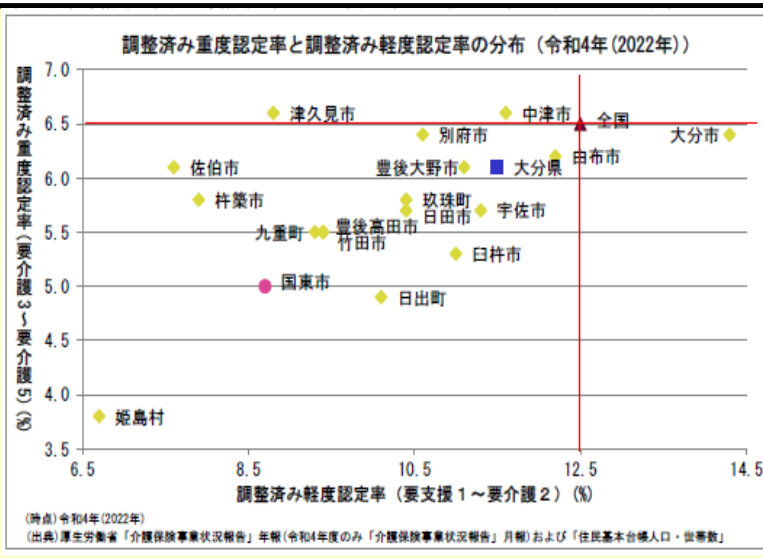
資料：令和3年～令和5年は9月末現在の介護保険事業状況報告。  
令和6年以降は地域包括ケア「見える化」システムより(推計)推計値については自然体推計

【表-5 年齢階層別認定者数及び認定率の推移】



資料：令和5年9月末住民基本台帳及び令和5年9月末介護保険事業状況報告

【表-6 要介護認定率の地域間比較】

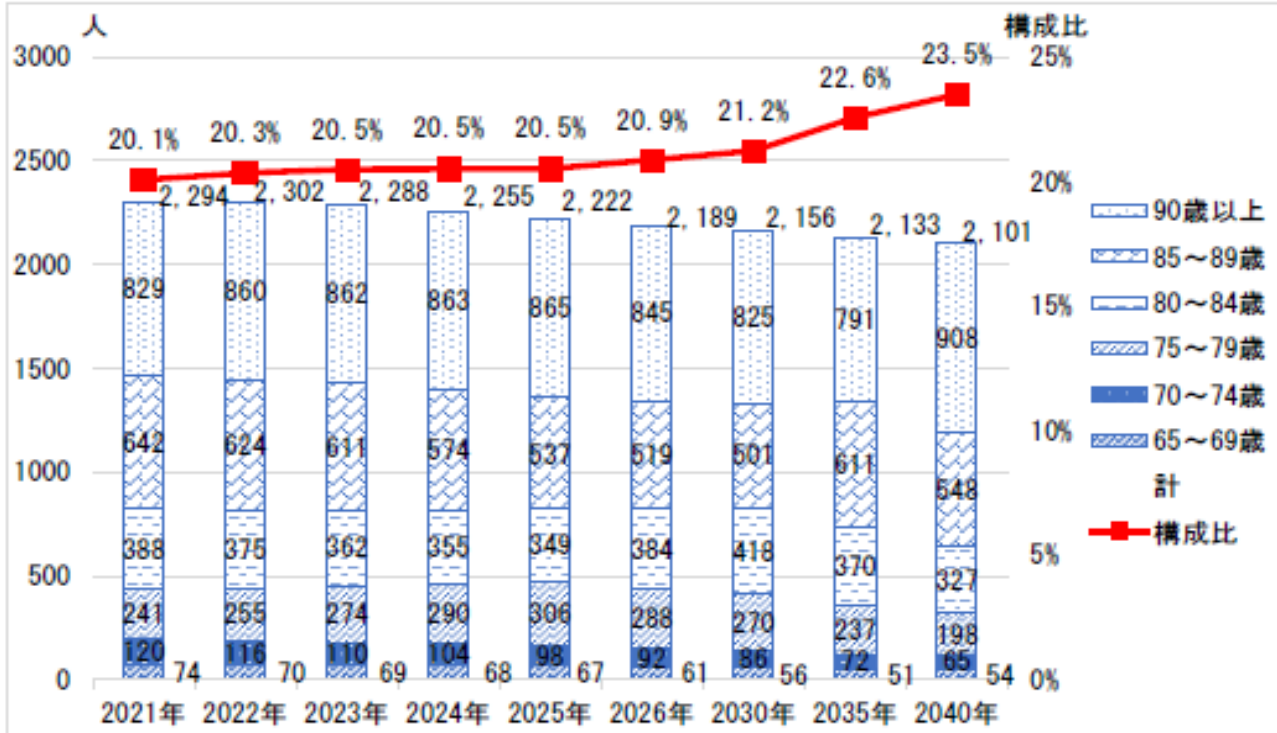


※「調整済み認定率」とは、認定率の多寡に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率を意味します。

全国平均を中心に下記のような4象限に区分すると、Aエリアは重度の調整済み認定率が高い傾向にある地域、Bエリアは重度・軽度ともに調整済み認定率が高い傾向にある地域、Cエリアは重度・軽度ともに調整済み認定率が低い傾向にある地域、Dエリアは軽度の調整済み認定率が高い傾向にある地域となります。

## ■ 認知症高齢者数の推移

【表-7 認知症高齢者数（率）の推移】

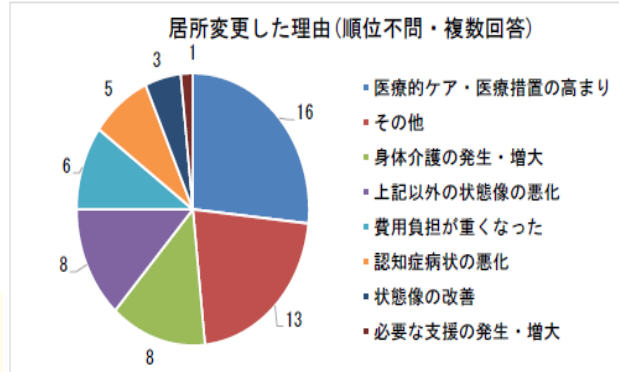


資料)：人口推計を基に認知症有病率(厚生労働省認知症対策総合研究事業(H25.3月報告))で推計

## ■ 過去1年間で施設・在宅系サービスから居所変更した理由

【施設等の概要】市内全体では、725人の定員に対して、627人の入所となっており、入所・入居率は85.6%となっています。待機者数については全体で406人となっており、その内267名が特別養護老人ホームの待機者となっています。このことから、特に、特別養護老人ホームがニーズに対して不足していると言え、そのような入所希望者の支援に見合う様な施設の在り方の検討が必要です。

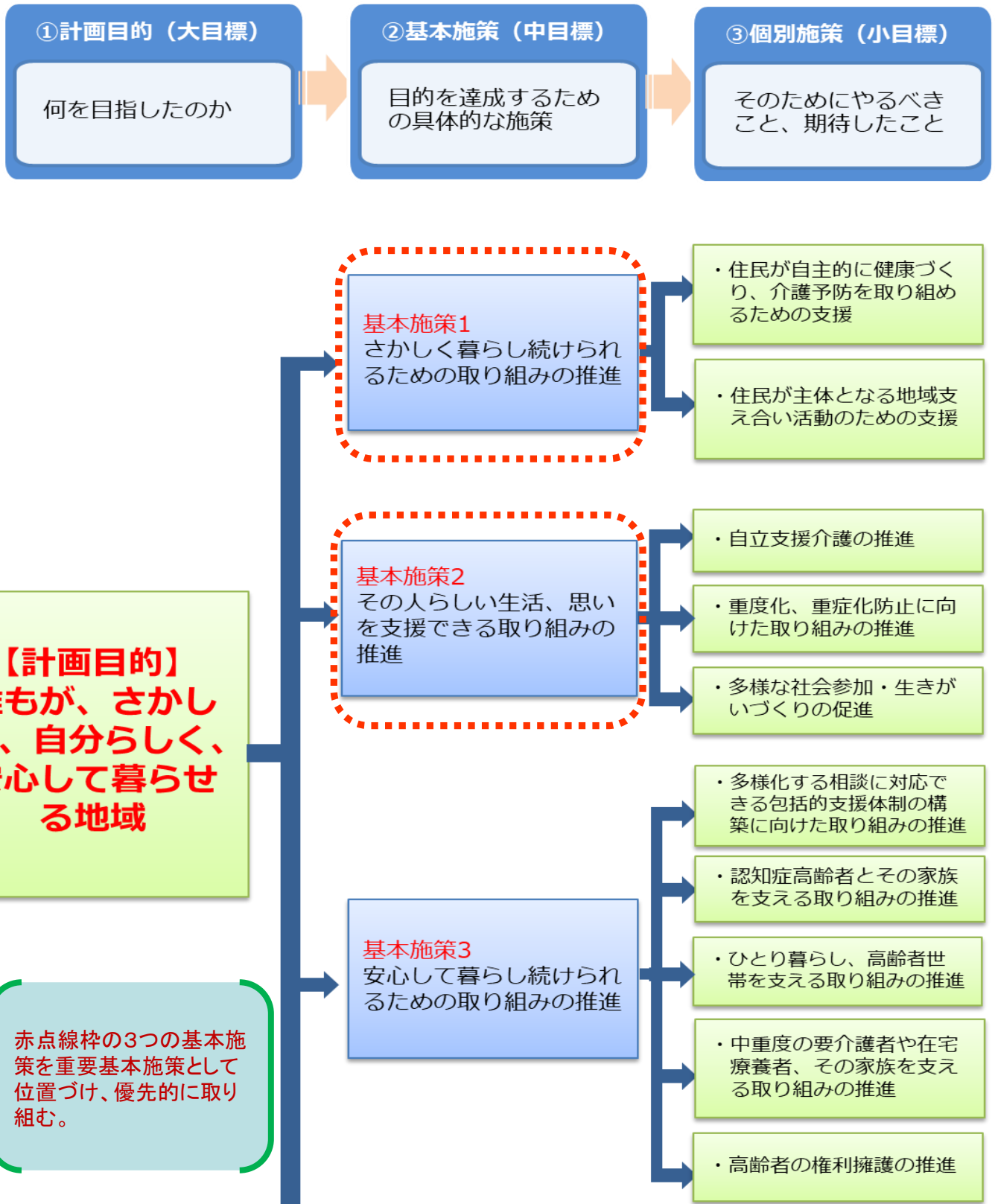
	件数	合計	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	申請中・不明
住宅型有料	2	53	0	11	5	15	6	8	0	7	1
サ高住	4	43	11	12	10	7	2	1	0	0	0
グループホーム	3	26	0	0	0	13	5	1	3	4	0
介護老人保健施設	3	157	0	0	0	17	33	14	62	31	0
介護医療院	1	51	0	0	0	13	6	14	13	5	0
特別養護老人ホーム	4	139	0	0	0	6	9	36	55	33	0
地域密着型特養	2	37	0	0	0	0	2	3	14	18	0

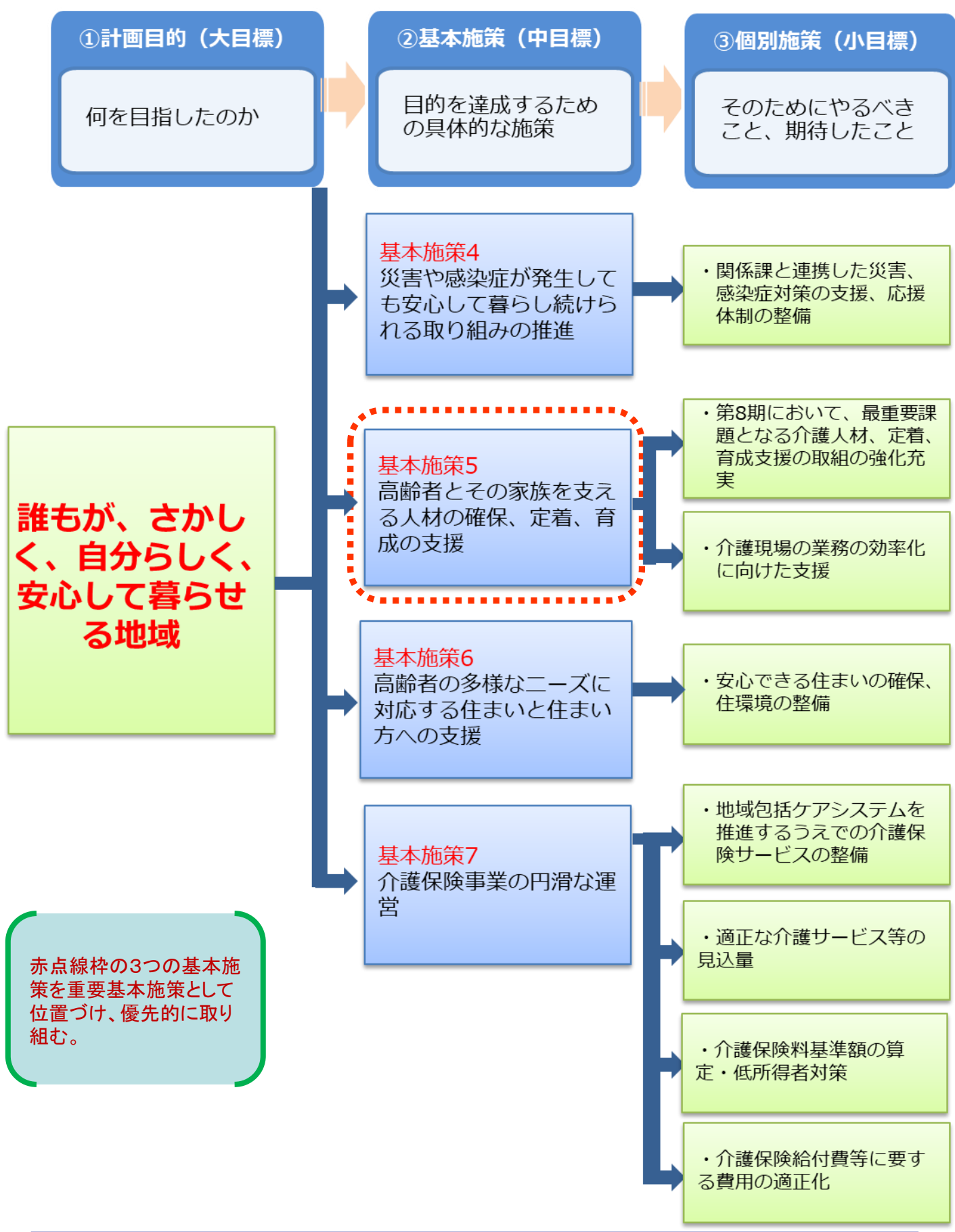


【居所変更した理由】全施設を対象に過去1年間に居所を変更した理由を聞いたところ、「医療的ケア・医療措置の必要性の高まり」が一番多かった。それぞれの施設体系の特徴に合わせながら、医療の必要に応じて居所の変更をする必要があると言える。また、2番目に多い「その他」の内訳は、死亡が多数を占めている。

## ■ 施策の体系

次のような施策の体系で、介護保険施策、高齢者福祉施策を総合的に、体系的に推進していきます。なお、基本施策に係る個別施策の進捗管理を年度単位にPDCAサイクル（課題改善に向けた継続的な取り組み）の手法で、施策の有効性の評価及び改善策を検討していきます。





## ■ 計画の基本施策と方針

この計画の基本目的に掲げる「誰もがさかしく、自分らしく、安心して暮らせる地域」を具体的に構築していくため、7つの柱を基本施策に掲げ、それを下支えする施策の方向性（方針）を設定します。

### «基本施策 1 さかしく暮らし続けられるための取り組みの推進»

#### 方針1 住民が自主的に健康づくり、介護予防に取り組めるための支援

- 健康でいきいきと暮らし続けられるために、高齢者自らが、セルフケアを意識した健康づくり、介護予防の取り組みを進めます。

##### 【方針1】を達成するための取り組み（手段）

- 1 元気高齢者健やかサロン事業への助成
- 2 住民主体の介護予防教室への支援体制
- 3 フレイル予防、介護予防に向けた早期介入支援
- 4 健康づくり、生きがいづくり活動や就労的な活動支援

##### 【新規・拡充・見直し事業】

- 1 元気高齢者健やかサロン事業  
介護予防に資する活動として、補助金の交付要件等見直し

##### 指標

- 通いの場の参加率  
R3年度 27% → R8年度 30%
- サロン設置築数  
R4年度 90地区 → R8年度 100地区
- 週一元気アップ教室数  
R4年度 33か所 → R8年度 40か所

#### 方針2 住民が主体となる地域支え合い活動のための支援

- 「自助」を支える「互助」の取り組みを生活支援体制整備事業を中核に、多様な支え合いのしくみを構築します。
- 地域づくりを支援する担当課と協働で推進し、効果的に地域の支援ができる体制を整備します。
- 自立した日常生活を営むことができる支援をするため、生活機能の改善や生きがいをもって過ごすことができるために、ボランティアを奨励するしくみ及び就労的活動の普及促進を図ります。

##### 【方針2】を達成するための取り組み（手段）

- 1 地域の支え合いをはぐくむ取り組みの充実
- 2 効果的に地域支援を行う体制の整備

##### 指標

- 地域の支え合いをはぐくむ取り組みの充実  
【地域支え合い活動団体の参加者の数】  
R4年度 651人 → R8年度 850人

### «基本施策 2 その人らしい生活、思いを支援できる取り組みの推進»

#### 方針1 自立支援介護の推進

- その人らしい生活を主体的に継続できるよう、自立に向けたケアマネジメント支援・サービスの質の向上を進めます。
- 高齢者のフレイル（虚弱）プレフレイルの状態を把握したうえで、早期介入、早期支援が取り組めるしくみを構築します。

### 【方針1】を達成するための取り組み（手段）

- 1 地域包括支援センターの組織体制の充実
- 2 タブレット端末を使用した自立支援介護の推進
- 3 介護予防・生活支援サービス事業の推進
- 4 地域リハビリテーション活動支援事業の推進
- 5 地域ケア会議の充実

### 【新規・拡充・見直し事業】

- 1 総合事業の効果的な事業運営  
通所型サービスC（貯筋型サービス）の見直し
- 2 地域ケア会議の充実（拡充）  
オープン参加型の多職種合同カンファレンス会議の検討

### 指標

- リハビリテーション利用率  
R4年度 2.4% → R8年度 3.0%
- 健康寿命の差  
R3年度 男性：1.29 女性：2.60 → R8年度 1歳未満 2歳未満

## 方針2 重度化、重症化防止に向けた取り組みの推進

- ・リハビリテーションを必要とする要介護（要支援）者、事業対象者、地域の高齢者に対して、効果的なリハビリテーションが行き届くようサービス量や質の確保に努めます。
- ・運動、栄養、口腔、社会参加の視点を踏まえ、リハ職、管理栄養士、歯科衛生士等の医療専門職の介入を促進する取り組みを進めます。

### 【方針2】を達成するための取り組み（手段）

- 1 健口・栄養ステーション事業
- 2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向かって関係課と協議

### 【新規・拡充・見直し事業】

- 1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（拡充）  
戸別訪問指導や健康相談等について関係課と連携

### 指標

- 健康寿命の差（再掲）  
R3年度 男性：1.29 女性：2.60 → R8年度 1歳未満 2歳未満

## 方針3 多様な社会参加・生きがいの促進

- ・地域介護予防活動支援事業の拡充として、高齢者の趣味・活動・地域参加の新たな「活動の場」を計画(例：料理教室、専門職支援による住民向け研修会、人材育成、モデル教室の立ち上げ支援)
- ・高齢者の居場所として、社会参加や生きがいを目的とした介護予防活動を地域に創出する団体等に対し助成事業を計画・立案をします。

### 【方針3】を達成するための取り組み（手段）

- 1 地域介護予防活動支援事業の拡充
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービスC)卒業の受け皿

### 【新規・拡充・見直し事業】を達成するための取り組み（手段）

- 1 (仮) つながる暮らし幸せ向上クラブ（新規）  
高齢者の趣味・活動・地域参加の「活動の場」の創出



### 方針1 多様化する相談に対応できる包括的支援体制の構築に向けた取り組みの推進

- ・ 地域住民が抱える複雑化、複合化する相談に対応するため、分野を超えて横断的に連携して支援できる体制の構築に向けた取り組みを進めます。
- ・ 権利擁護、高齢者虐待への相談支援体制の強化を図ります。

#### 【方針1】を達成するための取り組み（手段）

- 1 包括的な支援体制の構築
- 2 地域共生に向けた重層的支援体制整備事業の構築

#### 【新規・拡充・見直し事業】

- 1 重層的支援体制整備事業の構築（新規）  
関係する課と機能体制等について協議し、令和7年度に本格実施を目指します

### 方針2 認知症高齢者とその家族を支える取り組みの推進

- ・ 「認知症になるのを遅らせる。認知症になっても進行を緩やかにする。」という「認知症予防」の取り組みを進め、認知症予防の知識の普及啓発に努めます。
- ・ 認知症の早期発見、早期対応のできる体制づくりを構築する取り組みを進めます。
- ・ 介護者支援、認知症の人とその家族を支える地域づくりを進めます。

#### 【方針2】を達成するための取り組み（手段）

- 1 認知症初期集中支援チーム事業の推進
- 2 認知症地域支援・ケア向上事業の推進
- 3 認知症見守り支援事業の推進
- 4 認知症サポーター等養成事業の推進
- 5 成年後見制度利用支援事業の推進

#### 【新規・拡充・見直し事業】

- 1 認知症予防の取り組みの充実  
認知症予防DVD「やっちみようえ!!くにさき脳トレ塾」の作成、普及啓発

#### 指標

- 認知症カフェ設置数  
R4年度 2ヶ所 → R8年度 4ヶ所
- 認知症サポーター数  
R4年度 4,495名 → R8年度 5,495名
- 地域で活躍している認知症サポーターの割合  
R4年度 61.5% → R8年度 70%
- 認知症に関する相談窓口の周知  
R4年度 28.7% → R8年度 35.0%

### 方針3 ひとり暮らし、高齢者世帯を支える取り組みの推進

- ・ 高齢者が安心して暮らせるよう、権利擁護の普及啓発と地域の緩やかな見守り体制の充実を進めます。
- ・ 虐待や災害などの緊急時に、居宅等での生活が一時的に困難となる高齢者等の避難を確保する体制の整備を進めます。

### 【方針3】を達成するための取り組み（手段）

- 1 緊急通報システム推進事業の推進
- 2 地域ふれあいネットワーク会議
- 3 民生・児童委員との連携の強化
- 4 日常生活自立支援事業の推進
- 5 国東市消費生活センターとの連携
- 6 救急医療情報キットあんしんバトンの普及
- 7 安心箱の普及

#### 指標

- 地域ふれあいネットワーク設置率

R4年度 74.3% → R8年度 86%

### 方針4 中重度の要介護者や在宅療養患者、その家族を支える取り組みの推進

- ・ 医療、介護ニーズを併せ持つ、在宅療養患者や認知症の高齢者を支援するため、「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」などの局面に応じて、多職種が連携して対応できる体制の整備を進めます。

### 【方針4】を達成するための取り組み（手段）

- 1 家族介護用品支給事業の見直し
- 2 介護者手当支給事業
- 3 小規模多機能型居宅介護の整備
- 4 在宅医療・介護連携推進事業の強化
- 5 地域の医療・介護の資源の把握
- 6 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討
- 7 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- 8 地域住民への普及啓発
- 9 医療・介護関係者の情報共有の支援
- 10 医療・介護関係者の研修

#### 指標

- エンディングノート普及率

R4年度 29.6% → R7年度 50.0%

- オレンジ連携シート利用率

R4年度 66.7% → R7年度 80.0%

- ICT（MCS）利用率

R4年度 16.7% → R7年度 30.0%

- 主治医との連携

R4年度 72.2% → R7年度 75.0%

### 方針5 高齢者の権利擁護の推進（新規）

- ・ 認知症等により判断能力が低下し、高齢者の権利が侵害されないように、権利擁護に関する専門的な相談対応や成年後見制度等の利用支援、普及啓発等関係機関と連携をとり、その支援体制の充実に向けた取り組みを推進します。

### 【方針5】を達成するための取り組み（手段）

- 1 成年後見制度利用支援事業の利用促進
- 2 国東市成年後見支援センター“ほっとかない”の運営
- 3 高齢者虐待防止体制の推進

#### 指標

- 市民後見人養成講座の受講者

R5年度 24人 → R8年度 40人

- 法人後見支援員の活動者数

R5年度 5人 → R8年度 10人

## 「基本施策 4 災害や感染症が発症しても安心して暮らし続けられる取り組みの推進」

### 方針1 関係課と連携した災害、感染症対策の支援、応援体制の整備

- ・災害や新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、介護サービス事業所等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練の実施を支援します。

#### 【方針1】を達成するための取り組み（手段）

- 1 要配慮者利用施設における洪水・土砂災害時の避難確保計画の推進
- 2 国東市地域防災計画の推進
- 3 介護施設・事業所における感染症対策への支援

#### 【新規・拡充・見直し事業】

- 1 個別避難訓練計画における連携支援体制（新規）  
災害時要配慮者に対して個別避難訓練計画作成の推進

## 「基本施策 5 高齢者とその家族を支える人材の確保、定着、育成を支援」

### 方針1 第9期において、最重要課題となる介護人材確保、定着、育成支援の取り組みの強化充実

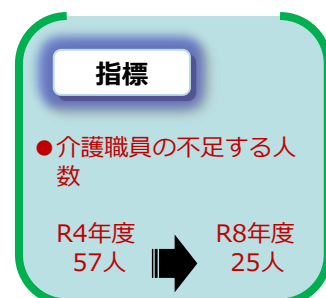
- ・介護サービスを提供するうえで、最大の課題である介護人材の確保、定着、育成を図るため、あらゆる取り組みを強化充実します。

#### 【方針1】を達成するための取り組み（手段）

- 1 介護人材確保・定着・育成支援事業の拡大
- 2 介護サービスの質の向上に向けた事業所向け研修会の充実
- 3 介護の魅力を発信する事業の推進
- 4 介護分野の裾野を拡大するための取り組みの推進

#### 【新規・拡充・見直し事業】

- 1 介護人材確保・定着・育成事業（拡充）  
訪問系サービスへの市独自の支援の検討



### 方針2 介護現場の業務の効率化に向けた支援

- ・介護現場がより働きやすくなるよう、介護現場の業務改善、文書削減、介護ロボット、ICTの活用の推進による業務の効率化に向けた支援を行います。

#### 【方針2】を達成するための取り組み（手段）

- 1 介護現場の業務の効率化の取り組み

#### 【新規・拡充・見直し事業】

- 1 介護ロボット・ICT導入支援（拡充）  
導入する費用について県の補助制度等の活用を促し、職場環境の整備を支援

## 「基本施策 6 高齢者の多様なニーズに対応する住まいと住まい方への支援」

### 方針1 安心できる住まいの確保、住環境の整備

- ・「住まい、住まい方」について、高齢者本人の選択のもと、希望にかなった住まい方が自宅のみならず、地域で確保できるよう、他の住宅施策との連携や関係機関と調整を行います。
- ・住み慣れた住まいで安心、安全に暮らせる住環境づくりを支援します。

#### 【方針1】を達成するための取り組み（手段）

- 1 住まいの安定した供給体制の確保
- 2 住み替え等による入居及び居住に対する支援
- 3 住宅改修による住環境の整備

## 「基本施策 7 介護保険事業の円滑な運営を実施するために」

### 方針1 地域包括ケアシステムを推進するうえでの介護保険サービス施設等の整備

- ・自己選択、望む生活が支えられる介護保険施設等の整備は、地域密着型サービスを基柱に整備促進します。

### 方針2 適正な介護サービス等の見込量

- ・持続可能な介護保険事業の適切かつ安定的な運営につながるよう、介護給付費などの費用の適正化に取り組みます。

### 方針3 介護保険料基準額の算定・低所得者対策

- ・第1号被保険者の保険料は、介護給付費・予防給付費の見込み量及び地域支援事業費の推計を基に算定します。なお、算定に当たっては、地域包括ケア「見える化」システムを活用しました。

### 方針4 介護保険給付費等に要する費用の適正化

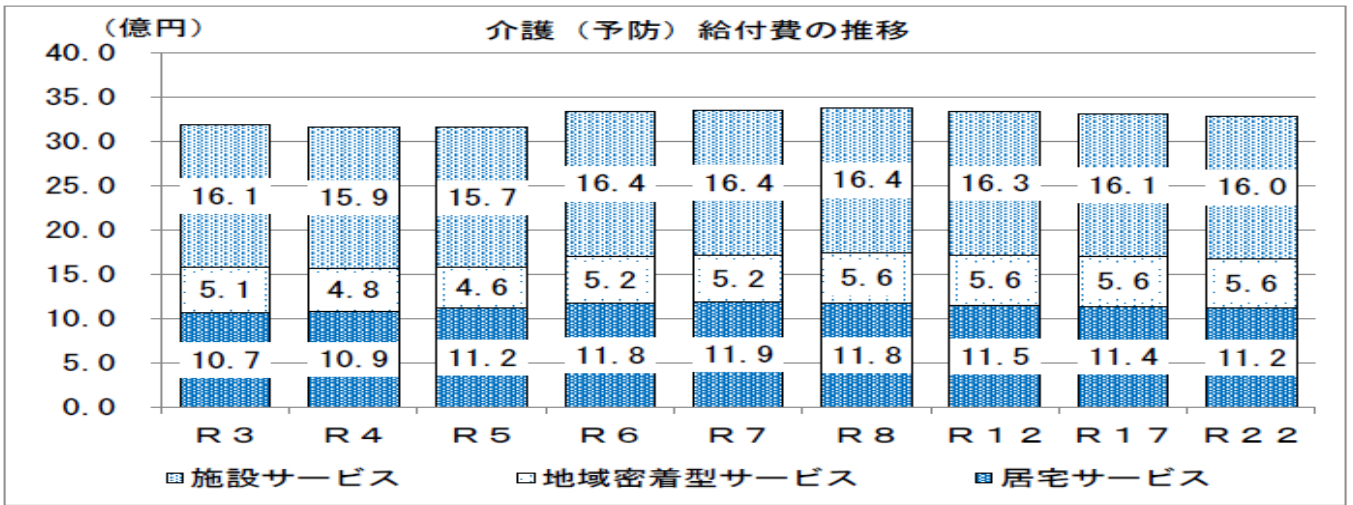
- ・国の指針に掲げられている主要5事業（「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修・福祉用具実態調査」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」）について取り組みと目標を設定し、介護給付の適正化に努めていきます。



#### 【方針1・2・3】を達成するための取り組み（手段）

- 1 地域密着型サービスを基柱とした整備促進
- 2 介護保険料基準額の算定・低所得者対策
- 3 介護給付費等に要する費用の適正化
- 4 要介護認定の適正化
- 5 制度の周知・情報提供

## ■ 介護保険サービス給付費の推移



## ■ 第9期介護保険料基準額（月額・年額）

- ・第9期（R6～8）の総給付費（保険給付+地域支援事業費）の見込額は、約109億円と見込んでいます。
- ・総給付費見込額を基に、第1号被保険者の負担割合（23%）で算出した介護保険料基準算出月額、**6,144円**（+578円）となります。

※参考 第8期介護保険料基準算出月額：5,536円

【介護保険料基準算出月額の増減（+578円）要因】

- ・プラス要因
  - ① 介護報酬改定率（+1.59%）
  - ② 施設整備分（小規模多機能型分）
  - ③ 訪問サービス、居宅介護支援事業所へ市独自の特別地域加算の上乗せ分
- ・マイナス要因
  - ① 介護給付費準備基金の活用
  - ② 財政調整交付金交付割合の影響分
  - ③ 保険者機能強化推進交付金等充当分

